

◎新潟県告示第926号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成29年8月8日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
聖籠町	2者	蓮潟五百間土居下3962番ほか10筆 1.2ha
弥彦村	1者	矢作上谷地874番1ほか20筆 4.1ha
長岡市	1者	町田町寺田417番2 0.01ha
見附市	1者	太田町中尾1431番1ほか3筆 0.4ha
魚沼市	1者	吉水奥山2344番1ほか2筆 0.4ha
十日町市	1者	伊達丁832番ほか25筆 2.9ha
津南町	1者	下船渡甲8303番 0.1ha
上越市	9者	青野61番ほか115筆 12.9ha
糸魚川市	2者	真光寺雲ノ山2241番ほか55筆 4.6ha
佐渡市	2者	泉立野甲163番1ほか30筆 3.7ha
合計	21者	270筆 30.4ha

2 申請年月日

平成29年7月28日

3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課
新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課
新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課
新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課
新潟県魚沼地域振興局農業振興部企画振興課
新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課
新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課
新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課
新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。